宇陀市立病院照明ＬＥＤ化事業に係る
灯具・工事等仕様書

本仕様書は、宇陀市立病院（以下「当院」という。）が実施する「宇陀市立病院照明ＬＥＤ化事業」において、使用する灯具及び設置作業仕様等受注者が守るべき必要な事項について適用する。

1　事業名称
宇陀市立病院照明ＬＥＤ化事業

2　設置場所
〒633-0298 奈良県宇陀市榛原萩原 815 番地

3　灯具仕様
（1） 構造
① 直管蛍光灯型 LED 照明は口金が G13 とし、バイパス工事を行い管球のみの交換方式とすること。また、給電方式は片側給電とすること。
② G13 口金の直管型 LED ランプの光源は、一般社団法人日本照明工業会が制定する「AC 直結 G13 口金直管 LED 光源-安全規格 JLMA301:2021」に準拠していること。
③ 既設の蛍光灯用照明器具に取付けが可能であること。
④ 使用する 40W 型直管 LED ランプ、ダウンライトは、EMC 国際規格 CISPR11,15,32 適合品であること。
⑤ LED の光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであることとし、病室等で使用する直管蛍光灯型 LED ランプは、フリッカー率 3.33%以下(周波数 100Hz の場合)、または 3000Hz 以上の製品とすること。
⑥ 電源内蔵型であること。
（2）性能
① LED ランプの性能は、以下の通りとする。

既存ランプ	色温度	消費電力	全光束	重量
直管蛍光灯　FHF32EX 高出力形	5000K	18W 以下	3100lm 以上	260g 以下
直管蛍光灯　FHF32EX	5000K	13W 以下	2300lm 以上	260g 以下
直管蛍光灯　FL20	5000K	7W 以下	1100lm 以上	140g 以下
直管蛍光灯　FL10	5000K	3.5W 以下	500lm 以上	75g 以下
コンパクト型蛍光灯　FPL36EX	5,000K	11W 以下	1,600lm 以上	140g 以下

② 上記、直管型 LED ランプの本体の直径は φ25.5 以下であり、かつソケット部は本体直径以下の構造を有するものとする。
③ 光源の定格寿命は 40,000 時間以上の製品とする。
④ 直管 LED ランプの作動保証温度範囲は-20℃～+40℃を満たすこと。
⑤ 演色性は Ra80 以上とすること。
⑥ 調光機能、防水機能等の特殊機能や特殊な設置環境にある製品はこの限りではない。
⑶ その他
① 設置する製品は全て新品であり、製造年 2025 年以降であること。
② LED 製品は、別紙「照明器具設置リスト」に記載の照明と同等以上の仕様（照度・色温度等）とし、意匠等が著しく変わらないものであること。また、検査の結果、照度不足と判断される場合は、受注者の責において対応すること。
③ 設置する前に明るさを現場に確認し、確認が終了後設置すること。

④　一般社団法人日本照明工業会の会員となっているメーカーの製品であること。
⑤　導入するLED製品の製造者が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。また、設置する製品のメーカー及び販売元は、国内において5年以上の当該メーカーの販売実績があること。
⑥　使用する機器・製品は、規格・品質が信用に足るメーカーのものであり、環境負荷軽減に十分配慮した提案とすること。
⑦　設置製品の仕様書一覧を提出すること。

4　設置作業仕様

⑴　契約後速やかに施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等）を作成し、当院と協議すること。
⑵　設置前には、現地調査及び回路調査等を行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに当院へ報告し、協議すること。
⑶　設置作業に使用する雑材についても全て新品とする。
⑷　設置作業にあたっての安全管理については、当院と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備又は電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により速やかに対処すること。
⑸　設置作業において発生する軽微な工事及び補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
⑹　蛍光灯器具内の電気部品（ソケット、端子台、配線等）は、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換すること。なお、本交換に係る費用は受注者の負担とする。
⑺　蛍光灯器具内の安定器は、残置を可とするが、将来的な保守作業時において他の蛍光灯器具と誤認されることを防止するため、ＬＥＤ化設置作業を実施した旨が分かるよう各器具に表示すること。表示する内容の例は、以下のとおりとする。
①　適合するＬＥＤ光源の形式及び蛍光ランプの取付けが不可である旨
②　ＬＥＤ光源の定格電圧、定格消費電力、工事業者名、工事年月等、施工済であることを示す表示
③　蛍光灯器具の銘板に記載の情報は無効である旨
⑻　停電時、運用上必要な機能を停止する場合は、事前に当院と日程等を調整し、事故、紛争等を防止するよう努めること。
⑼　搬入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し、当院の承諾を得ること。
⑽　作業車や運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場及び搬出物の仮置場等の当院の敷地内における必要な場所の確保については、事前に当院の承諾を得ること。
⑾　作業時間帯の決定に当たっては、当院の指示に従うこと。
⑿　作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
⒀　作業終了後に床の清掃等を行い、環境美化に努めること。
⒁　設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業に絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
⒂　設置前、設置後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
⒃　撤去した既存照明器具については、受注者の責務において関係法令を遵守し、適正に処理すること。
⒄　設置作業完了後は、完成図書（設置機器一覧表、設置機器図面、写真等）を当院が指定する日までに提出すること。
⒅　施工時間は、病棟エリアに関しては平日日中、外来エリアについては夕方以降から夜間又は休日を基本とするが、病院業務の特殊性を加味し当院と協議の上、柔軟な対応をすること。

⑲　本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（(電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房　官庁営繕部監修）に準拠する。
⑳　設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、当院と協議の上決定する。

5　設置作業計画

設置作業計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な設置作業計画については設置作業着手前に当院と協議すること。

⑴　設置作業の優先順位
①　既設照明器具で故障が発生した（している）箇所
②　その他当院が優先と判断した箇所

⑵　設置作業方法

設置する設備については、当院の指定する方法、仕様及び工事計画を遵守すること。

6　物品の保守等

⑴　物品の検収完了日の翌日から 5 年間、物品が正常な状態で使用できるよう保証すること。
⑵　保証期間中に、消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替及び修理等を行うこと。製造メーカーが定める保証期間が 5 年未満である場合又は保証期間中にメーカー保証が終了した場合であっても、受注者の責任において保証期間満了まで対応すること。

ただし、消灯等の原因が、落雷、火災、水害、地震、外部からの異常電圧、発注者又は第三者による故意若しくは過失その他機器又は受注者の施工に直接起因しない場合は保証対象外とし、修理、交換、調査等に要する費用は発注者の負担とする。なお、原因が明確でない場合は、別途発注者と受注者で協議すること。

⑶　設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
⑷　障害が発生した場合には、その都度文書による報告書を提出すること。

7　物品の移動等

⑴　当院が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で当院負担により物品の取外し、設置及び調整等を行うものとする。
⑵　受注者は、前号⑴項の実施にあたり、機器の取外し、設置及び調整等に必要な情報を当院に提供するものとする。

評価基準

評価基準は次のとおりとする。

No	審査項目	評価基準	配点
1	企業能力、実績	企業規模、経営状況、事業の継続性について評価する。公共施設・病院・福祉施設等における施工及び維持管理実績等が十分にあるか	200
2	使用機器	LED 照明器具の選定が仕様書と合致しているか	200
3	病院施工能力	病院運営への影響低減、工程計画、施工体制、人員配置、騒音、振動対策、診療業務との調整能力、安全対策等について	200
4	提案価格	見積額の評価 評価点＝200 点×（最安提案額／提案額）	200
5	施工後の保証、保守	施工後の LED 照明の保証、保守について十分な提案	100

		があるか	
6	独自提案	自社のセールスポイントや当院にメリットのある独自の提案について	100
合　　計			1000